

1950年代の特需について (2)

浅井良夫

- I 問題の所在
- II 特需の概観
 - 1 特需の定義
 - 2 特需の構成と推移
 - (1) 特需の構成
 - (2) 特需の推移
 - (3) 外貨収入における特需の位置
- III 朝鮮特需
 - 1 朝鮮特需と日本経済
 - (1) 朝鮮特需の発生
 - (2) 朝鮮特需の内訳
 - (3) 特需景気 (以上 158号)
 - (4) 輸入促進政策とドッジ・ライン
 - 2 特需とガリオア援助
 - (1) ガリオア援助の再検討
 - (2) 占領経費の米側負担問題 (以上 本号)
- IV 「日米経済協力」構想
- V 講和後の特需と「域外調達」
- VI 特需の縮小
- VII 総括

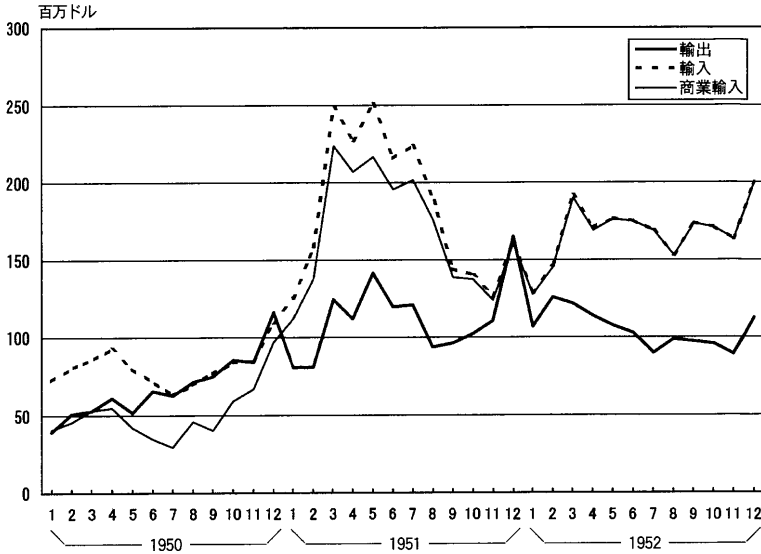
1 朝鮮特需と日本経済

(4) 輸入促進政策とドッジ・ライン

朝鮮特需期の貿易の動向 朝鮮戦争が起きたとき、戦後日本の民間貿易が再開されてから半年しか経っていなかったが、にわかに発生した世界的な物資需要により、日本の輸出は1950年7月から翌年6月までの1年間に、

1950年代の特需について(2)

図11 朝鮮戦争期の輸出入月別推移



[注] 商業輸入は、総輸入から援助輸入を差引いた額。

[出所] 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻(統計), 東洋経済新報社, 1978年, p. 107より作成

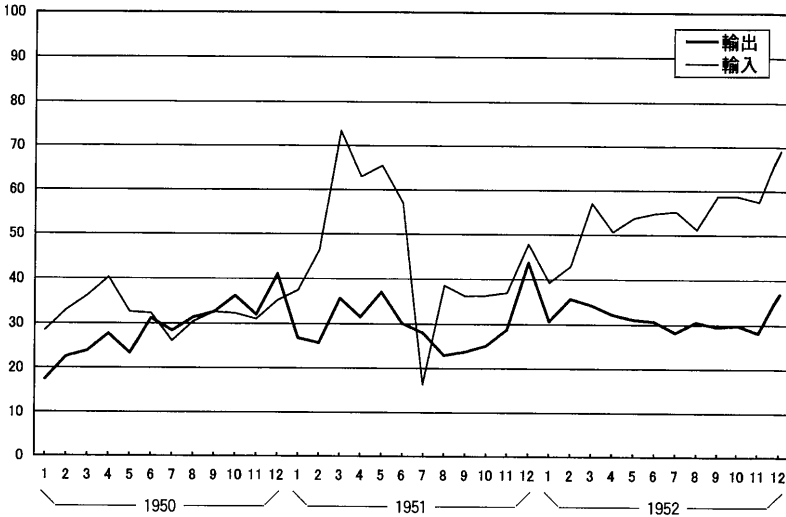
約2倍に増大した(図11)。

半期別の輸出額は、1950年上期3億2,300万ドル、同下期4億9,700万ドル、51年上期6億6,200万ドル、下期6億9,300万ドルであり、51年上期の輸出額は前年同期の約2倍に達したが、51年下期には頭打ちになった。この間、世界的に著しい物価上昇が起きたので、数量ベースで見ると、輸出はすでに50年12月にピークに達し、51年前半には早くも後退局面に入っていたことがわかる(図12)。このように、朝鮮戦争による輸出拡大の期間は、比較的短かった。その後しばらく、輸出は停滞し、1953年まで数量的には戦前の3割前後の水準から脱することができなかった。

輸入の推移は、よりドラスチックである。輸入の増大は、輸出増大に遅れ、1950年後半にはまだ横這いであったが、年明けとともに、急カーブ

1950年代の特需について (2)

図 12 貿易数量指数 (1950~52年)



【注】 1934~36年=100

【出所】 経済企画庁編『戦後経済史 (貿易・国際収支編)』大蔵省印刷局, 1962年, pp. 466-467より作成。

を描いて増大した。51年3月にピークに達したのち、7月以降激減した。輸出と較べると、輸入の回復のペースは早かったものの、価格、数量ともに、1952年一杯は、51年3月の水準を越えなかった。

輸出増大は、軍需物資の買付けや、先行きの品薄を見越した備蓄による世界的な需要拡大がもたした偶発的で、短期的なものであったが、輸入増大は、つぎに見るように、国内政策により増幅され、1951年春の異常な増大に帰結した。

もっとも、朝鮮戦争は貿易を拡大する方向にだけ作用したわけではない。

朝鮮戦争勃発直後、GHQ/SCAPは朝鮮民主主義人民共和国および中華人民共和国への戦略物資の輸出制限措置を実施した。この時は、中国本土向け物資の全面禁輸にはならなかったが、中国の参戦後の1950年12月6日、GHQ/SCAPは中国本土、朝鮮民主主義人民共和国、香港、マカオ向

1950年代の特需について (2)

けの戦略物資の船積みを全面禁止した⁷⁹⁾。とくに製鉄業は中国貿易の途絶による打撃が大きかった。この年の中国輸出の大半は鉄鋼製品で占められており、原料炭(開瀾炭)は中国からの輸入に期待していたからである⁸⁰⁾。12月19日、中国は対抗措置として、アメリカ、日本、カナダ、フィリピンへの輸出禁止と、これらの国々の資産の凍結を行なった⁸¹⁾。

輸入促進政策の採用 朝鮮戦争勃発後ただちに、日本政府は特需対策を検討するとともに⁸²⁾、将来的な物資不足、輸入物価高騰を予想し、輸入促進に全力を傾注した。

7月13日の臨時閣議で池田蔵相は、外貨累積によって起きるインフレ的傾向を輸入促進で調整する「新構想を披瀝」し、一万田日銀総裁は、7月12日の記者会見で、「いまは従来ドルをためようとした考えから、ギリギリ必要のドルを除いて余裕はどんどん使うように考えを変えてゆく時期だ」と語った⁸³⁾。政府・日銀は、朝鮮戦争勃発を、ドッジ・ラインで萎縮した日本経済を回復させる好機だと捉えたのである。

経済安定本部貿易局は、7月半ばに輸入促進政策を検討し始め⁸⁴⁾、7月

79) 加藤洋子『アメリカの世界戦略とココム』有信堂、1992年、p. 158、『日本経済新聞』1950年12月7日。

80) 『日本経済新聞』1950年12月8日。

81) 『日本経済新聞』1950年12月21日。

82) 特需への対策としては、GHQ/SCAPの要請により、8月1日から、朝鮮動乱に伴う米軍購買機関発注関係資金(=朝鮮特需用の物資の製造・加工・集荷および役務の提供に要する資金)に、貿易手形制度を準用した(「戦後わが国の貿易金融の推移と現状」(日本銀行調査局 昭和39年8月)前掲『日本金融史資料 昭和統編』第13巻、p. 15, “Letter from Hisato Ichimada, Governor, Bank of Japan to W.F. Marquat, Chief, Economic Scientific Section, GHQ/SCAP,” Aug. 11, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 5979 Folder 24])。

83) 『日本経済新聞』1950年7月13日。また、日本政府は、特需関係の情報を集中するために、8月15日に、情報連絡会議(通称、特需連絡会議)を設置した(閣議決定)。情報連絡会議は、経済安定本部に置かれ、経済安定本部、外務省、大蔵省、農林省、通産省、特別調達庁を代表する委員をもって構成された(『日本経済新聞』1950年8月15日)。

84) 「重要物資の繰上輸入について」(昭和25年7月18日 貿易局)前掲『経済

1950年代の特需について (2)

末までに「重要物資の繰上輸入について」⁸⁵⁾と題する試案を作成した。この試案は、価格が高騰し、資材の入手が困難にならないうちに、輸入を促進すべきだと以下のように述べた。

韓国の戦乱を契機とする今後における国際情勢の進展はにわかに予断を許さないが、一般に国際商品の市場価格はすでに相当の騰貴を示しつつある。又国際情勢の如何によっては、世界的に船腹不足の深化及び運賃保険料の上昇が予想せられると共に、有力諸国の物資の買付が促進されることは必至であり、その際、物資によっては、その主要供給地の政治情勢の動向も併せ考えると、現物の確保が特に困難となる虞れのあるものも予想される。従って、わが国としても、この際重要必需物資は可及的早急に輸入を行うことが得策であると思われる。特に最近の傾向として「特需」も今後相当の量に上ると推定されるから、外貨流入の増加及び物資の流出量の増大が予想されるので、金融面におけるインフレ的傾向の鈍化策として、又、生産面における所要資材の確保策としても繰上輸入の必要性が強調されるのである。

通産省も、7月半ば、特需の増大にともなう増産態勢、特需用原材料と電力の確保、企業合理化の促進、東南アジア輸出の拡大を柱とする「新産業政策」を検討し始めた⁸⁶⁾。

日本貿易会は、8月2日、「朝鮮事変に伴う輸入促進に関する要望」⁸⁷⁾を発表し、「原料価格がヨリ急騰を来さぬ今の内に、そして又船舶が未だ使用しうる今日、手持ちの外貨と今後の輸出と、それにも増して増高するであろう戦争関係ドル貨のわが国投入とを充分に利用して、あらゆる方策を講じ、輸入の急速・大量を図るべきである」と訴えた。

安定本部 戦後経済政策資料】第26巻, pp. 467-470。

85) 「重要物資の繰上輸入について(試案)」(昭和25年7月31日 経本貿易局) 同上書, pp. 471-476。

86) 『日本経済新聞』1950年7月19日。

87) 「朝鮮事変に伴う輸入促進に関する要望」(昭和25年8月2日 日本貿易会) 前掲『経済安定本部 戦後経済政策資料』第26巻, pp. 547-556。

経団連・日産協も、8月8日に「輸入の促進と輸入体制の確立に関する意見」⁸⁸⁾を發表し、「必要原材料の輸入こそは最喫緊事」と主張した。この意見書は、「円インフレの懸念の余り信用膨張、通貨量に対し過度に神経過敏とな」る必要はない、「輸入円資金の融資は全く一時のつなぎ資金に過ぎないのであるから、インフレ懸念は単なる杞憂に止ま」るのだと論じた。

以上のように、日本政府・経済界の輸入促進政策の論拠は、①輸出急増にともなう国内のインフレ要因(=国内向け物資の不足による国内価格の上昇と外国為替特別会計のドル買入れによって生じる通貨の増発)を除去するには輸入の拡大が必要であること、②輸出向け製品の生産に必要な原材料を早期に確保しなければならないこと、③海外物価が高騰する以前に輸入の手当を行う必要があることの3点であった。

1950年8月以降に講じられたおもな輸入促進政策として、輸入自動承認制と外貨貸付制度を挙げることができる。

輸入自動承認制の実施(1950年8月) 「外国為替及び外国貿易管理法」(1949年12月1日公布。通称、外為法)にもとづき、1950年1~3月期から外貨予算制度が設けられた。これは、政府が外貨予算を四半期ごとに編成し、輸入について、品目別、通貨地域別に外貨を割り当てる制度である。外貨割当の目的は、乏しい外貨を効率的、重点的に配分し、国民経済的な観点から重要な品目を優先的に輸入することにあつた。

外貨(ドル)不足を前提としたこのシステムは、外貨が潤沢であり、輸入促進が国是とされた朝鮮特需期には適合的ではなかつた。そこで、外貨予算制度の輸入抑制的な側面を緩和する以下の措置が、1950年の夏から秋にかけて実施された⁸⁹⁾。

88) 「輸入の促進と輸入体制の確立に関する意見」(昭和25年8月8日 経済団体連合会、日本産業協議会)[旧経済企画庁資料]。

1950年代の特需について (2)

表 10 輸入貨物外国為替予算の推移

(単位：100万ドル)

	当初予算	最終予算	公表額	確認額
1950 1~3	131	123	74	65
4~6	141	174	159	138
7~9	257	528	521	438
10~12	386	525	497	436
1951 1~3	525	927	903	859
4~6	456	466	407	310
7~9	533	576	540	415
10~12	653	661	607	465
1952 1~3	728	751	645	461

[出所] 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第15巻，東洋経済新報社，1976年，pp. 350-351。

1950年8月18日 輸入自動承認制の実施。

1950年9月 長期契約のための長期外貨予算の導入。

1950年10月 求償貿易方式の緩和。

これらの措置のうちで、もっとも重要なのは、輸入自動承認制である。

自動承認制度(AA制度, Automatic Approval)は、定められた自動承認品目について、一定の外貨予算枠の範囲内で、輸入業者が自由に輸入できる制度である。ただし、1950年8月に設けられた自動承認制では、商品別の枠は外されたが、通貨別の枠(ドル、ポンド、オープン・アカウント、「その他」の4区分)は残された。

自動承認制の当初の適用品目は48品目、輸入貨物予算のうちでAA予算が占める比率は、当初約30%、1951年第2四半期(4月~6月)に約45%に達した。1951年前半に思惑的な過剰輸入が起きたために、この比率は、1951年第3四半期には約19%にまで縮小された。45%という自動承認予算の比率がいかに高いものであるかは、貿易自由化が実施された1960年下期にこの比率がようやく45%にまで達したことからも明らかであ

89) 前掲『昭和財政史—終戦から講和まで—』第15巻，p. 322。

る⁹⁰⁾。このように朝鮮戦争初期に、一時的ではあったが、大胆な輸入自由化が実施された。

自動承認制は、外貨予算の拡大をとまなわなければ、輸入促進という所期の目的を達成しえない。タツプリの外貨予算が組まれていれば、「原則として輸入の承認を停止される虞はない」⁹¹⁾という見込みのもとに、業者は積極的に輸入を行なうことができるからである⁹²⁾。

政府は、1950年7月13日の臨時閣議で、7月～9月期の外貨予算について、「手持ドル資金の活用を図るため従来のようなドル資金節約を主眼とした外貨予算編成方針を根本的に改め」ることにした⁹³⁾。その結果、当初予算の2億5,700万ドルが、最終予算では5億2,800万ドルに膨らんだ(表10)。

外国為替貸付制度(日銀ユーザンス) 輸入促進の切り札として登場したのは、輸入金融の円滑化を目的に、1950年9月25日に発足した日銀の外国為替貸付制度(日銀ユーザンス)である。

日銀ユーザンスは、外国為替銀行が輸入信用状の開設と輸入手形決済に必要とする外貨を、日本銀行が外国為替管理委員会から買い入れ、国際水準の低利(年4%)で、外国為替銀行に貸し出す制度である。

この制度の意味を理解するためには、当時の貿易金融の状況を知る必要がある。

一般に貿易決済は、信用状にもとづいて輸出業者が振り出した輸出為替手形によって行われる。輸出為替手形は、通常、一定期間(60日～90日)代金の支払を猶予する期限付き手形(ユーザンス・ビル)である。

90) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27-48年度—』第12巻, 東洋経済新報社, 1992年, p. 69。

91) 「自動承認制度による輸入について」(昭和25年8月12日 通商産業省) 前掲『経済安定本部 戦後経済政策資料』第26巻, pp. 482-486。

92) 東京銀行調査部編『わが国外貨予算制度解説』1958年, pp. 33-34。

93) 『日本経済新聞』1950年7月14日。

ところが、戦後、1950年代までは、正常な貿易決済の仕組みが機能していなかった。①敗戦により、日本の対外信用が低下したために、信用状を開設する際に、日本の外国為替銀行は外国銀行からマージン・マネー(担保金)の積み立てを要求されるようになった。また、②海外の輸出業者は、確実に代金の回収を行なうために、期限付手形ではなく、一覽払の輸出手形を用いた。

その結果、日本の輸入業者は、正常な状態であれば不要なマージン・マネーを負担しなければならないだけでなく、一覽払手形であるために、貨物が到着するとただちに、貨物を引き取るための資金を調達しなければならなかった。

日銀の外国為替貸付制度は、日銀の資金によって上記の欠陥を補い、外国並の金利で、正常な貿易金融と同等の信用を輸入業者に与えようとするものであった。具体的には、①輸入信用状開設に必要なマージン・マネーと②輸入手形決済に必要な外貨を、日銀が外国為替銀行に貸し付けたのである⁹⁴⁾。

この制度は、輸入業者、外国為替銀行、政府、日銀のそれぞれにとって、以下のような利点があった。

輸入業者にとっては、国内金利(8%)よりも低利(5%)⁹⁵⁾で輸入資金を調達でき、決済は、輸入手形到着後3~4ヵ月後⁹⁶⁾まで猶予される(信用状開設から船積書類到着までの約2ヵ月を加えれば5~6ヵ月間の信用を受けることになる)という利点がある。

外国為替銀行は、自己資金を用いることなく、日銀の輸入金融を仲介するだけで、利鞘を稼ぐことができる。

94) 前者を甲種貸付、後者を乙種貸付と呼んだ。乙種貸付の期限は、原則として90日以内。

95) 日銀の対為銀貸出金利4%+為銀のマージン1%=為銀の対顧客金利5%。

96) 原則として90日。1950年10月25日に、特定地域について120日以内と改訂された(「戦後わが国の貿易金融の推移と現状」(日本銀行調査局 昭和39年8月)前掲『日本金融史資料 昭和続編』第13巻, p. 26)。

1950年代の特需について(2)

政府にとってのメリットは、ドッジ・ラインの基本方針、すなわち外国為替特別会計の赤字は一般会計からの繰り入れによってファイナンスすべきであり、日銀借入に依存してはならないという方針から逸脱しないで済むことである。外国為替貸付に用いる資金(=外貨)は、日銀が外国為替管理委員会から買い取る。外国為替特別会計にとっては円資金増加という同じ結果になるにもかかわらず、日銀による外貨購入なので、形式的には日銀借入にはならない。

日銀にとっては、ドッジ・ラインに反する信用拡大を行ったという批判から免がれるという利点がある。日銀ユーザンスは、市中銀行のバランスシート上は、外国為替勘定に繰り入れられ、借入金とはならないので、表面上はオーバー・ローン(=市中銀行の日銀借入依存)が抑えられるからである⁹⁷⁾。

日銀ユーザンス制度は、外国為替管理委員会、大蔵省、日銀の三者の意見調整に1ヵ月以上の時間を費やした後に、外国為替特別会計の円資金がほとんど底をついた時に⁹⁸⁾、大蔵省と日銀が外国為替管理委員会を押し切る形で成立した⁹⁹⁾。

この制度のもとでは、輸入に対して日銀が無制限・自動的に低利の資金を供給しなければならないので、日銀の統制力が効かない¹⁰⁰⁾。日銀は、

-
- 97) 「戦後わが国の貿易金融の推移と現状」(日本銀行調査局 昭和39年8月) 前掲『日本金融史資料 昭和統編』第13巻, p. 26。
- 98) 大蔵省財政史室編『対占領軍交渉秘録 渡辺武日記』東洋経済新報社, 1983年によれば, 9月7日には, 「外為委の円資金はあと数日をのこすのみ」となっていた(p. 547)。
- 99) 「貿易金融について—いわゆるユーザンス問題を中心にして—」(昭和25年9月7日 貿易政策課) 前掲『経済安定本部 戦後経済政策資料』第26巻, pp. 524-525, 「急転直下決着のユーザンス争い」『金融財政事情』1950年9月25日号, pp. 6-7。
- 100) 貿易手形の場合には日銀は外為銀行の依頼する手形を拒否することが出来るが, ユーザンス制の場合には, 信用状開設が許可されたら, 日銀は保証金として外国銀行に差し入れる外貨を外国為替管理委員会から購入しなければならない(「ユーザンス制に関連する諸問題」『金融財政事情』1950年10月16日号, p. 20)。

なぜみずからの金融統制をあやうくするようなシステムに同意したのか。日銀が引き受けなければ、外国為替管理委員会が輸入金融を担当することになる。日銀は、外国為替管理委員会が外貨管理だけでなく金融面にまで踏み込み、日銀の権限を侵すことを恐れたのである。

また日銀には、この制度を通じて、デイス・インフレ政策を継続しようという意図があった。ドッジ・ラインの初期から、日銀はデイス・インフレ政策と称する金融緩和策を実施してきた。ところが、1950年春に至り、GHQ/SCAP やドッジが日銀のデイス・インフレ政策に強い疑念を示すようになり、日銀は引き締め政策への転換を余儀なくされた(1950年5月の金融引締め)¹⁰¹⁾。そうした折に勃発した朝鮮戦争を、日銀が金融緩和策に戻る好機と見たとしても、おかしくはない¹⁰²⁾。

なぜ GHQ/SCAP は、日銀信用を膨張させ、インフレを再燃させかねないこの制度を認めたのであろうか。GHQ/SCAP は、輸入促進により、特需・輸出のための原料手当を行なう必要を強く感じていたが、ドッジ・ラインの堅持という建前から外国為替特別会計の赤字を拡大できなかった。外国為替貸付制度は、輸入促進とドッジ・ライン堅持を両立させる妙案であった¹⁰³⁾。

日銀ユーザンスは、制度発足以後急増し、1950年末残高は1,545億円となり、日銀貸出金(割引手形+貸付金)の1,145億円を上回った(図13)。日銀貸出金の方は、1950年9月末の1,560億円をピークに、翌年1月にかけて急減した。日銀ユーザンスは、1951年3月末には、ピークの2,801億円を記録したが、この時に、日銀貸出金残高は1,279億円と、日銀ユーザンスの半額以下にすぎなかった。このことは、日銀が日銀貸出において

101) 拙著『戦後改革と民主主義』吉川弘文館、2001年、pp. 178-179。

102) 一万田の政策に対するこの解釈は、すでに、「戦後金融史(未定稿)―終戦から講和まで―」(昭和52年6月 日本銀行調査局)前掲『日本金融史資料 昭和統編』第9巻、p. 328でなされている。

103) GHQ/SCAP 内部でも、輸入金融の実施方法をめぐっては意見の違いがあった(GHQ/SCAP Records Box 5978 Folder 25 収録の諸文書を参照)。

は引き締め政策をとりながら、日銀ユーザンスで大規模な信用拡大を行なっていたことを意味する。

ドッジの現状認識 GHQ/SCAP 財政顧問ジョセフ・ドッジが、1950年10月7日に来日した¹⁰⁴⁾。記者会見でドッジは、「今回の訪日は朝鮮動乱が日本経済におよぼす影響を検討するのが目的である」と述べ、つぎのようなステートメントを発表した¹⁰⁵⁾。

- 一. 現在日本は特需によって大きな為替上の利益を得ているが、これは限界のある一時的なものであるから、設備改善や輸出拡大に利用し、合理化を一層促進して経済自立を達成せねばならない。
- 一. 世界は今やデイスインフレ政策¹⁰⁶⁾の必要を感じはじめているが、日本は国際的な物価騰貴に巻き込まれることなく、世界に先んじてデイスインフレ政策の仕上げをせねばならない。
- 一. 円レートを変更することは、いまは考えていない。
- 一. 日本はまだ必要な生活費を正常な輸出で賄う能力がないが、将来日本の輸出は諸外国の軍事目的などによりのびるであろう。
- 一. 日本の国際通貨基金への加入は考慮中である。

ドッジの声明は、日本では、「これまでどちらかといえば安定一本ヤリの感じが強かったドッジ・ラインが生産増強という積極的段階に移ることを示したもの」と受け止められた¹⁰⁷⁾。しかし、達成されつつある経済安

104) ドッジの来日は、49年2月、49年10月について、3回目の来日であった。

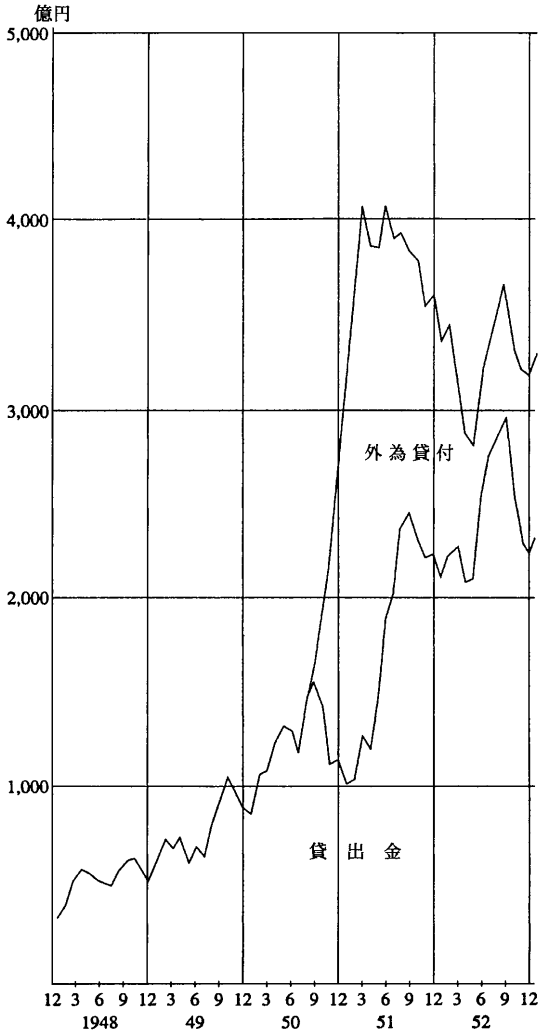
105) 『朝日新聞』1950年10月8日に掲載の要約。全文は、『金融財政事情』1950年10月16日号、p. 19 参照。

106) デイス・インフレ政策という言葉で、ドッジと一万田は正反対のことを表現した。ドッジのデイス・インフレは、インフレを抑える政策、すなわち財政金融の引き締め政策のことであり、一万田のデイス・インフレは、ドッジ・ラインの財政引縮めのデフレ効果を、金融緩和と政策によって中和する政策であった。

107) 『朝日新聞』1950年10月8日、「ドッジ氏をめぐる諸問題」『金融財政事情』

1950年代の特需について(2)

図13 日銀貸出金・外国為替貸付残高



【出所】 浅井良夫『戦後改革と民主主義』吉川弘文館、2001年、P. 181（原データは、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻 p. 476-479頁）。

定化を朝鮮戦争が掘り崩す危険性について、ドッジは無関心ではなかった。

1950年11月22日付の「日本におけるインフレ圧力」と題する文書の中で、ドッジはつぎのように述べている¹⁰⁸⁾。

最大のインフレ圧力は、輸出の急増によって起きた政府の外国為替の買入れにある。さらに今年上半期の日銀の信用膨張が、インフレ圧力を強める結果になっている。こうした圧力に対抗するために、政府がデフレ的な財政政策をとるのは当然である。しかし、財政政策だけでは十分な効果を収めていないので、黒字財政のほかに、金利引上げ、徴税強化、原料の厳格な割り当て、強度の信用制限、インフレ的でない方法による外国為替管理委員会の外貨買入れなどの、さまざまな実行可能な手段を講じなければならない。

金融引き締めに対するドッジの姿勢 ドッジは、すでに財政均衡の目的はほぼ達成されており、「もっとも深刻な経済問題は銀行システム、銀行信用の膨張、私企業の負債の拡大、事業拡大につれて益々必要とされる設備資金・運転資金の問題だ」と考えていた¹⁰⁹⁾。

1949年春に実施されたドッジの安定化政策は、財政政策(=超均衡財政)に重点が置かれた。ドラスチックな財政黒字化政策が与える激しいデフレ効果を相殺するため、日銀は意図的に金融緩和政策(=デイス・インフレ政策)をとった。こうした日銀の金融政策をドッジが黙認したのは、ドッジの政策の最大の狙いが財政資金(=補助金)に支えられた私企業の自立化にあり、インフレの収束自体が目的ではなかったからである。

しかし、デイス・インフレ政策は、財政の歪みを金融に転嫁せし、市中銀行のオーバー・ローン(日銀借入依存)を拡大させた。日銀のデイス・

108) “Inflationary Pressures in Japan – Memorandum by Joseph M.Dodge,” Nov. 22, 1950 [前掲『日本金融史資料—昭和統編』第25巻, 1997年, p. 485].

109) “Banking and Bank Credit – Private Debt – Capital Funds Availability,” Nov. 29, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 5977 Folder3].

インフレ政策を傍観していたドッジも、1950年になると、商業銀行の不健全性を批判するようになった¹¹⁰⁾。

それでは、インフレ再燃の危機感を持っていたにもかかわらず、ドッジはなぜ、1950年秋の来日時に厳しい金融引き締めを求めなかったのだろうか。

この点についての明快な答えを、ドッジ自身の言葉から捜すことはできない。

一万田日銀総裁は、ドッジの来日にタイミングを合わせて、金融引締めの強化に踏み切った。日銀は、1950年11月9日に高率適用の強化を発表し、12月1日から実施した。しかし、この措置は「微温的」¹¹¹⁾のものであった。他方で、外為貸付(日銀ユーザンス)が鰻上りに増えていたのだから、引き締めとは名ばかりで、金融政策の緩和基調に変化はなかった。

ドッジが、このような一万田の小細工に欺かれたとは思えない。11月30日に行われた一万田との会談で、ドッジは、過去半年間の信用膨張が今後も続くならば深刻な事態が生じるであろうと警告した¹¹²⁾。

ドッジは、日本の金融政策上の欠陥(=財政政策と金融政策の不一致)は、大蔵省と日銀との連繋の欠如にあると考えた¹¹³⁾。当時「新銀行法案」を準備中であった大蔵省は¹¹⁴⁾、出来上がったばかりの第5次案(1950年10月20日)をドッジにも手渡した。この機会に大蔵省は銀行に対する大蔵省の監督権限を強化しようと考えた。しかし、ドッジは一万田に対し、性急

110) 拙著『戦後改革と民主主義』pp. 179-183を参照。

111) 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』第5巻、1985年、p. 391。

112) “Memorandum of Conference, Dodge-Ichimada,” Nov. 30, 1950 [前掲『日本金融史資料-昭和統編』第25巻、1997年、p. 485]。

113) “Banking and Bank Credit - Private Debt - Capital Funds Availability - Memorandum from Dodge to F.Marquat,” Nov. 29, 1950 [前掲『日本金融史資料-昭和統編』第25巻、1997年、p. 485]。

114) この点については、石井寛治編『日本銀行金融政策史』東京大学出版会、2001年、第4章「第二次大戦後の復興期」[浅井良夫執筆]、pp. 193-194を参照。

115) “Memorandum of Conference, Dodge-Ichimada,” Nov. 30, 1950 [前掲『日本

な金融制度改革を行なうつもりはないと言明し¹¹⁵⁾、日銀と政府との関係は微妙な問題であるという理由で、金融政策の権限変更を含む金融制度改革には慎重な姿勢を示した¹¹⁶⁾。

輸入金融の増大については、ドッジはどのように考えていたのか。元来、輸出優先主義者であるドッジは、輸出金融よりも輸入金融を金利面で優遇することに疑問を示したもの¹¹⁷⁾、輸入金融制度は容認した。来日中のドッジが手元に用意した「経済の諸問題と諸提案のチェックリスト」に、「短期・長期の輸入金融のために特別の制度を設ける」という提案が盛り込まれていたことからそれは明らかである¹¹⁸⁾。ドッジは商業銀行の長期固定貸には神経を尖らせていたが、短期の貿易金融には寛容であった。また、GHQ/SCAPも、輸入金融の拡大に積極的であり、投機的な輸入がピークに達した1951年2月の時点でも、なお、日銀の輸入金融は不十分だと考えていた¹¹⁹⁾。

以上から、ドッジは経済安定化を維持するために金融政策と財政政策との協調を図る必要は感じていたが、日銀制度の改革にまで踏み込む意志はなく、また、輸入金融の激増については、大部分が短期資金であるために、それほど危険視しなかったと結論できよう。

インヴェントリー・ファイナンス つぎに、1950年秋のドッジと大蔵省との予算交渉で問題となった外国為替特別会計のインヴェントリー・ファイナンスを取り上げたい¹²⁰⁾。

金融史資料—昭和統編』第25巻、1997年、p. 485].

116) ドッジは、大蔵省が金融政策を管轄することになる「新銀行法案」に疑問を抱いた。“Letter from Dodge to Ralph W.E.Reid, Chief, Far Eastern Affairs Branch,” Mar. 7, 1951 [Dodge papers].

117) 前掲『対占領軍交渉秘録 渡辺武日記』p. 572。

118) “Check List of Economic Problems and Proposals,” [Dodge papers, 1950 Box 5 Folder “Economic – Financial Condition”].

119) “Letter from Eugene M.Reed, Chief, Finance Division, ESS,” Feb. 20,1951 [前掲『日本金融史資料—昭和統編』第25巻、1997年、p. 485].

1950年代の特需について(2)

外国為替特別会計のインヴェントリー・ファイナンスを理解するためには、当時の外国為替制度の仕組みを頭に入れておく必要がある。

1949年12月1日、外為法の施行と同時に、外国為替の政府集中のために、外国為替特別会計が設置された。また、外貨を集中管理する部署として、1949年3月に外国為替管理委員会（総理府の外局、Foreign Exchange Control Board, FECB）が設置された。外為法のもとでは、銀行、企業、個人の如何を問わず、政府以外の者が取得した外貨は、ただちに政府に売り渡さなければならないことになっており、民間の外貨保有は許されていないかった。

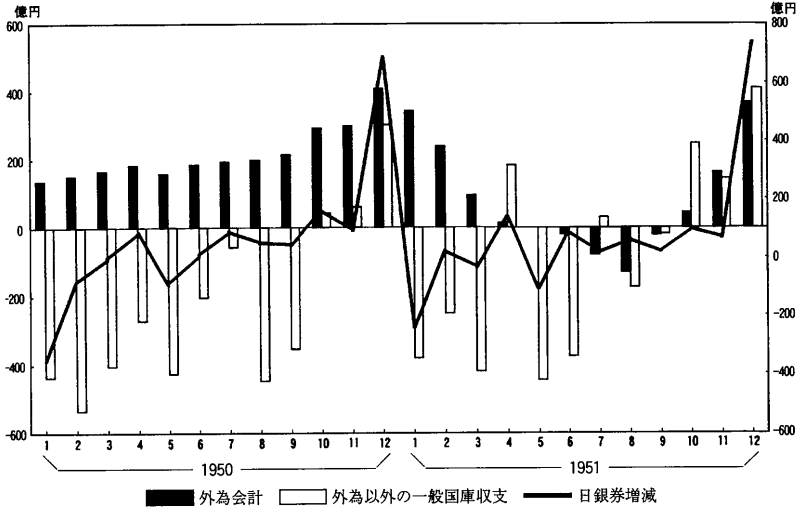
外国為替特別会計は、外貨を円と交換するために、円の運転資金を保有する必要がある。経常取引、資本取引などを通じて流入したすべての外貨を政府が取得するためには、膨大な円資金が必要となる。円資金の調達には、借り入れによる方法（借入金や政府短期証券）と、財政資金による方法とがある。この円資金は一種の運転資金であるから、一般的には、かならずしも財政資金で賄う必要はなく、借り入れによっても差し支えないとされている。この円資金の調達のことを、外国為替特別会計のインヴェントリー・ファイナンスと呼ぶ。ただし、当時は財政資金による方法だけをインヴェントリー・ファイナンスと呼ぶ場合が多かったので、以下ではこの狭義の意味で用いる。

先に見たように、ドッジは、外国為替特別会計の外貨買入れによって供給される円資金が、最大のインフレ要因になっていると考えた。事実、他の国庫収支が揚超のなかで、1950年初めから外国為替特別会計は散超

120) インヴェントリー・ファイナンスとは、政府の特別会計、公団等において、期末の手持商品の総額が、期首よりも増大した場合の、運転資金調達のことである。インヴェントリーとは在庫商品の意味であるが、外国為替特別会計の場合、在庫商品に当るのは外貨である（「インヴェントリー・ファイナンスについて」『金融財政事情』1950年10月16日号、pp. 15-16。「インヴェントリーファイナンスについて」（日本銀行国庫局 昭和25年12月4日）前掲『日本金融史資料 昭和統編』第12巻、pp. 77-81）。

1950年代の特需について(2)

図14 政府資金収支と外国為替特別会計



- [注] 1. 左目盛は政府資金収支, 右目盛は日銀券増減。
 2. 1951年4月以降は外国為替資金特別会計に名称変更。
 [出所] 「外国為替資金特別会計の円貨収支について」日本銀行金融研究所編『日本金融史資料 昭和統編』第13巻, pp. 491-492より作成。

であり、とくに9月以降は、日銀ユーザンス制度の導入によって拡大した(図14)¹²¹⁾。そこで、ドッジは一般会計から外国為替特別会計に財政資金を繰り入れ、外貨買入れのための円資金を借入金でなく財政資金でまかなうことによって、輸出インフレを抑えようとした。インヴェントリー・ファイナンスは、要するに、外貨の累積が国内通貨増発につながらないように両者の連関を断ち切る、一種の不胎化政策であったのである¹²²⁾。

ドッジは、外国為替特別会計への繰り入れを、昭和25年度200億円実施し、昭和26年度の予算に500億円計上するように求めた。GHQ/SCAP

121) 日銀ユーザンスにより、銀行券の対民間引揚が3ヵ月間繰り延べられるようになったためである。
 122) インヴェントリー・ファイナンスが、戦前の不胎化政策と同一の性格であるという指摘は、すでに、鈴木武雄『現代日本財政史』第4巻、東京大学出版会、1960年においてなされている(p. 1211)。

内での検討、大蔵省との交渉の結果、繰り入れ額は昭和25年度100億円、昭和26年度500億円になった。

さて、ここから検討すべき問題に入る。

1950年秋のインヴェントリー・ファイナンスについては、不徹底であったという指摘がある。鈴木武雄は、1950年秋のドッジ訪日を評して、「一般会計による外為会計のインヴェントリー・ファイナンス方式は、ドッジ氏のアドバイスにしては必ずしも徹底したものとはいえなかった」と批判した¹²³⁾。

昭和26年度補正予算における外国為替特別会計への繰り入れ額100億円は、ドッジのインフレへの危機感を考えるならば、あまりにも小さいように思われる。

繰入額が100億円となる理由を、政府はつぎのように説明した¹²⁴⁾。

昭和25年度外国為替特別会計の円収入不足額は1,036億円と見込まれる。これを、貿易特別会計¹²⁵⁾からの繰り入れ260億円(当初予算では500億円であったが、貿易特別会計余剰金が予定よりも減少したために繰り入れ額は減少した)と日銀ユーザンス制度による日銀への外貨売却676億円でファイナンスしてもなお、100億円の不足が生じる。そこで、この100億円を一般会計から繰り入れることとする。

これは、日銀ユーザンス制度が存在しなかったならば、776億円の円資金不足を政府が埋める必要があったものが、日銀ユーザンス制度の実施により、不足額が100億円に減少したことを意味する。すなわち、日銀ユー

123) 鈴木武雄, 同上書, p. 1213.

124) 「外国為替特別会計に100億円を繰入れる事由」前掲『経済安定本部 戦後経済政策資料』第26巻, pp. 570-576。この文書は、経済安定本部の資料のなかに存在するが、作成者は大蔵省と推定される。

125) 外国為替特別会計は、貿易特別会計(1949年4月20日設置)のうち貿易・貿易外収支の決済に関する外国為替売買の業務を引き継いで、1949年12月1日に設置された(前掲『昭和財政史—終戦から講和まで—』第6巻, 1984年, 「第2章 特別会計」(江見康一執筆), pp. 92-100)。

ザンス制度は外国為替特別会計の円資金不足を自動的にファイナンスしたのである。

上記の分析から、結論はつぎのようになる。

朝鮮戦争勃発後の世界的な売り手市場のなかで、原材料を海外に依存する日本が輸入を促進しなければならないことは、ドッジも含め、関係者の共通認識であった。GHQ/SCAPと日本政府は、外見上、外為特別会計の赤字が増大しない輸入金融策を考案した¹²⁶⁾。実質的な赤字は日銀ユーザンス制度によりファイナンスされ、一般会計からの繰入れ(インヴェントリー・ファイナンス)というデフレ的政策の余地は狭められた。

すなわち、日銀ユーザンス制度により、ドッジ・ラインの基本方針の1つであった財政資金によるインヴェントリー・ファイナンスの原則は骨抜きにされたのである。要するに、特需の論理が正当性を得た時に、ドッジの安定化政策は特需の論理に従わざるをえなくなったと言えよう。

輸入促進政策の強化 1950年8月～9月に輸入促進政策が導入された後、すぐには輸入は増加しなかった。1950年12月までの輸入の伸びは鈍かった(図11)。

世界的な原料不足が予想され、各国が戦略物資の輸出を制限し始めたなかで、輸入が捗らないことへの焦りが経済界に広まり、一層の輸入促進策を求める声が高まった。朝鮮戦争勃発直後における政府の対応の遅れに対する非難も強かった。

岡本忠(第一通商社長)は、1950年12月26日の『日本経済新聞』「経済時評」欄で、「変転する世界情勢の下で、主要物資の70%を海外に依存せねばならぬわが国が輸入促進を急務とすることは当然であるが、現在まで

126) 外為特別会計の赤字が生じる方法とは、外国為替管理委員会が唱えたような、外国為替管理委員会(すなわち外国為替特別会計)が直接に輸入金融を実施し、金融機関の役割を兼ねる方法である。

1950年代の特需について(2)

の輸入対策では満足とはいえない」とし、「従来の輸出重点主義の建前で作られた貿易政策全般を再検討し、通貨、金融、通商手段など各面の障害を打破して、すみやかに新通商政策を確立する必要がある」こと、「保有外貨はこの際できるだけ物資保有に切替え、惜しみなく使用すべきである」ことを力説した。

政府、日銀は積極的に経済界の要望を容れ、輸入促進策を強化した。

外貨予算の面では、1951年1月～3月期については、政府は輸入優先の方針をさらに強く打出し、5億2,500万ドルの大規模な当初予算を組んだ。ドル地域からの輸入に、輸入総額の約60%を見込むなど、特需によって得たドルの「効率的な運用」に重点が置かれた¹²⁷⁾。1月～3月期の最終予算は9億2,700万ドルにも膨らんだ(表10)。それと同時に、政府は、業界の強い要望に押されて、輸入自動承認制の適用品目を大幅に拡大した。

輸入金融の拡充強化については、ユーザンス後の金融、すなわちメーカーの輸入物資引取資金(いわゆる「輸入はね返し金融」)に対する日銀の優遇政策が求められた¹²⁸⁾。日銀は、緊要輸入物資として、鉄鋼原材料(1951年1月12日)、皮革(1月12日)、麻原料(3月6日)、脱脂綿用原綿(3月6日)の引き取り資金にスタンプ手形制度の適用を認めた¹²⁹⁾。

輸入促進政策の結末 上記の輸入促進策をとった結果、輸入は急増したが、1951年1月～3月に、思惑的な輸入が盛んに行なわれるという行きすぎが生じた。そのために日本の業者は、世界的にもっとも高値の時期に大量の輸入契約を行なう結果となった。

1951年6月に作成された大蔵省の一文書は、輸入促進策の「制度的並

127) 『日本経済新聞』1950年12月24日。

128) 経団連事務局「貿易および特需の発展と運転資金需要への影響」『経済連合』1950年11月号、p. 372。

129) 前掲「戦後わが国の貿易金融の推移と現状」(日本銀行調査局 昭和39年8月) 前掲『日本金融史資料 昭和統編』第13巻、p. 25。

1950年代の特需について(2)

びに運用上の欠陥」を、つぎのように指摘している¹³⁰⁾。

(一) 自動承認制が最大限度に利用されて、むしろその弊害があらわれるに至った。

すなわち、

(イ) 今時期を失しては、輸入ができなくなるおそれのあること、輸入物資の値上りは必至で相当程度輸入しても損をすることはないと見込まれたことなどが心理的原因となって、輸入業者の輸入申請が予想外に巨額に上った。

(ロ) しかも、輸入業者の申請に係る輸入商品金額および数量が商品別に機宜明らかにされることがなかったため、特定の物資について、過剰輸入がおこなわれる結果を招いた。(中略)

(二) 外国為替銀行の商業的判断がかならずしも適正といえない面を呈していた。

すなわち、

(イ) 外国為替銀行は、自動承認制品目については、一定の条件をそなえるものについては、自動的に承認を与えることを使命としていたこともあって、承認申請に対し金融の見地よりスクリーンを加える意欲に乏しかった。

(ロ) 日銀の外貨貸付制度の余恵をうけ、外国為替銀行は信用状開設からユーザンスの決済まで、座して金利をかせぐことができることになったなどのため、輸入承認後信用状開設に当って十分金融の見地からこれをスクリーンする必要性を感じなかった。

(ハ) 殊に特定の銀行については、信用状の発行を争って行うような傾向もみられるに至った。

(三) 日銀の外貨貸付制度が創設され、輸入業者は、商品の輸入後一定期間について自動的に信用をうけることとなったため、輸入円金融に一つの安心感が加わり、その最終決済についても漫然たる態度で経過することになった。

130) 「輸入物資引取資金問題の原因について」(銀 26, 6, 18) [旧大蔵省資料]。

1950年代の特需について (2)

(四) 以上のほか、世界的にみても最も高値の時に買い付けることとなったので、実際の輸入の歩留まりが予想以上に良く、大量の物資が漸次本邦に到着するようになった。

日銀は1952年に、日銀ユーザンス制度の問題点を、つぎのように指摘した¹³¹⁾。

日銀ユーザンスは、輸入金融コストを低め、しかも国内金利体系を攪乱せず、且つ外為会計の円貨の受入れを促進するといういくつかの使命を担って誕生したものである。しかし乍ら、その根本的な欠陥は信用状開設と同時に自動的に本行の追加信用造出が行なわれることにあるとされた。逆の見方をすれば、このような多少の危険を冒して本制度が採用されたということは、朝鮮動乱のさ中での輸入最優先の要請がいかに強烈であったかということを示しているとも見られる。とまれ、本制度は輸入金融の方式としては極めて畸形的であり、為替取引正常化と金融統制一元化の観点から、その早急改正が叫ばれてきていた。

のちに、吉野俊彦は、「金融政策の歴史上まれにみる変態的な制度」と酷評した¹³²⁾。

日銀ユーザンス制度は、正常な機能を回復していなかった輸入金融を補完する役割を果たした。しかし、政府の輸入促進政策には重大な設計ミスがあったことも事実であり、投機的輸入を拡大し、1951年春の景気過熱をもたらしたことは否定できない¹³³⁾。

131) 「外国為替資金特別会計の円貨収支について—その対民間収支と資金状況—」(昭和27年3月 日本銀行国庫局)前掲『日本金融史資料 昭和続編』第13巻, p. 473。

132) 吉野俊彦『わが国の金融制度と金融政策』至誠堂, 1954年, p. 255。

133) 中村隆英は、外国為替貸付制度について、「この政策が誤りであったと単純に断定することは、早計に過ぎるであろう。むしろ日本の経済はそれによって潜在的な生産能力を全面的に動員し、占領終結後の成長に向かってゆく契機をつくったともいいよう」と、積極的な評価を与えている(前掲『昭和財政史—終戦から講和まで—』第12巻, 「金融政策」[中村隆英執筆],

1950年代の特需について (2)

とは言え、1951年春の小さなバブルは、深刻な景気後退には発展しなかった。その理由としては、投機的取引に走ったのが商社を中心とした一部の業界に限られていたこと、朝鮮特需による利潤が企業の業績を支えたこと、そしてとりわけ、朝鮮特需後の「新特需」が輸出の後退を埋め合わせたことが挙げられる。「新特需」がなければ、外貨危機が発生したことは間違いない。そうなれば、政府・日銀は強い引き締め政策に踏み切らねばならず、大きな不況につながる可能性があった。

2 特需とガリオア援助

(1) ガリオア援助の再検討

「グレー報告書」(1950年11月) 朝鮮戦争によって日本に特需収入がもたらされ、ドル収支改善の兆しが見えると、アメリカでは、対日援助はもはや不要との主張が強まった。1950年秋の時点では、対日講和条約締結の見通しはまだ立っていなかったが、アメリカ政府内では、1952年米会計年度からの対日ガリオア援助の打ち切りが、検討され始めた。そうした中で、GHQ/SCAPと陸軍省は、対日援助打ち切りに抵抗した。

対日援助打ち切り方針の拠り所となったのが、「対外経済政策に関する大統領宛報告書」(1950年11月10日。通称「グレー報告書」)であった。50年3月31日に、大統領の命令によって、大統領特別補佐官ゴードン・グレー (Gordon Gray) を委員長とする対外経済政策に関する委員会が設置された。この委員会は、アメリカの対外経済政策、対外援助政策を検討することを目的とし、約半年後に報告書を提出した¹³⁴⁾。

p. 604)。

134) “The Report to the President on Foreign Economic Policies (The Gordon Gray Report),” Nov. 10, 1950 (原文は公刊されており、GHQ/SCAP Documents Box 5978 Folder 12“ Gordon Gray – Dollar Gap Report”にも収録されている。前掲『昭和財政史—終戦から講和まで—』第20巻, pp. 667–670にも抄録されている。邦訳は、「グレー報告書」(昭和26年1月 外務省政務局経済

1950年代の特需について (2)

各国の国際収支におけるドル・バランスの赤字，すなわち，ドル不足 (Dollar Deficit) ないしドル・ギャップ (Dollar Gap) の大きさは，アメリカが対外援助の要否および規模を決定する際の物差しであった。ドル・ギャップが解消すれば，援助は不要になったとみなされた。

米陸軍省と GHQ/SCAP は，アメリカ政府の財政当局に対して，対日ガリオア予算を要求する立場にあったので，この報告書の内容が，1952年度のガリオア予算に悪影響を与えることを懸念した。

報告の作成作業を進めている最中に，朝鮮戦争が勃発した。

報告の草案についての1950年7月6日の検討では，報告書作成の責任者であったグレーと次席補佐官メイソン (Edward S. Mason) は，北大西洋条約が将来的にヨーロッパの軍需生産を拡大し，また，朝鮮戦争により緊急の軍需が発生するという新たな事態について言及したが，軍需の規模は予想できないので，経済の基調には変化が生じないものとして報告書を作成することになった¹³⁵⁾。

これに対して国務省は，朝鮮戦争の影響を考慮に入れるべきだと考えた。国務省の8月11日の「日本経済に与える朝鮮戦争の影響」と題するレポートは，朝鮮戦争により日本経済はあらゆる部面で活性化しており，国連軍の調達による外貨収入と東南アジア貿易の拡大を通じて，日本の国際収支は改善されるだろうという見通しを述べた¹³⁶⁾。

また，国務省の「ドル・ギャップ作業部会」¹³⁷⁾ は，8月17日付で，

第一課) [活版印刷。]

135) “Notes on Discussion of Draft Paper Intituled ‘Future Problems for United States Foreign Economic Policy’, ”July 6, 1950, p. 4 [GHQ/SCAP Records Box 8337 Folder 5].

136) “Impact of the Korean Hostilities on the Japanese Economy, DRF Information Paper No. 352,” Aug. 11, 1950 [Ryoich Miwa (ed.), *The Occupation of Japan —Economic Reform 1945-52, Part 2, 6-412-22*].

137) 「グレー報告書」に国務省の意見を反映させるために，国務省は1950年3月2日，省内に「ドル・ギャップ作業部会」を設置した。[*Foreign Relations of the United States, 1950, Vol.1, pp. 842-845—以下 FRUS と略す*]。

「1951米会計年度内において朝鮮戦争が日本の国際収支に与える影響」と題する報告書を作成した¹³⁸⁾。このレポートは、朝鮮戦争の勃発は日本の経常収支を好転させ、1951米会計年度には赤字額は約1億ドル～1億5,000万ドルに収まると見積もった。そして、①9,600万ドルにのぼる戦略物資の備蓄計画を実施せず、また②占領経費の半額米側負担(1億5,000万ドル)を1951米会計年度から実施した場合には、1951米会計年度において日本の経済援助は不要になるだろうとした。

これらの調査を踏まえて国務省は、日本の国際収支は非常に良好なので、1951年度ガリオア予算は1億ドル、52年度はゼロにできると明記すべきだと主張した¹³⁹⁾。国務省が起草したと思われる9月8日の「グレー報告書案」は、つぎのように述べていた¹⁴⁰⁾。

昨年を通じて、アメリカ政府の援助により、日本はかなりのドル準備を積み増し、同時に基礎資材の備蓄も増大させた。この傾向は、アメリカの援助によって、1951会計年度も続くであろう。1952年までに日本は、相当のドル準備と商品備蓄を擁して、完全に経済自立しなければならない。

(vii) 日本が米軍に対してかなりの物資・サービスを供給する場合にも、日本に対するこれ以上のガリオア援助は考慮すべきではない。

(viii) しかし、もし上記の供給のほかに、日本の防衛態勢の急速な再建が実施され、その結果、輸出を削減せざるを得ず、国外の援助が要請されるようなことになれば、この援助は占領費の一部米側負担という形式をとるべきである。

この原案は、①1952年度以降は対日経済援助は行わない、②日本が軍

138) “The Effect of the Korean Hostilities on Japan’s International Balance of Payments Position on U.S. Fiscal Year 1951,” Aug. 17, 1950 [R. Miwa (ed.), *The Occupation of Japan, Part 2*, 6-412-21].

139) “Memorandum by Dr. Fine,” Sep. 18, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 7692 Folder 4].

140) “EXCERPT from Original Draft of Gray Report dated Sept. 8, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 5978 Folder 6]. (vii), (viii)の番号は原文のまま。

1950年代の特需について (2)

備を再建する場合には占領経費（終戦処理費）の一部肩代わりという形で援助を行う、という日本にとってはきわめてシビアな内容であった。

国務省の意見に、GHQ/SCAP と陸軍省は反発した¹⁴¹⁾。

国防総省占領地域特別補佐官マグルーダーの問い合わせに対して、10月初めにメイソンから、「グレー報告書案」は、今後のガリオア援助は不要だとは明記していないので、心配無用であるとの返答があった¹⁴²⁾。グレー委員会は、原案の強硬な内容をトーン・ダウンさせたのである。しかし、国務総省占領地域次席補佐官ハンブレンは納得せず、報告案の表現はなお曖昧であると、修正を求めた¹⁴³⁾。

10月末にアメリカから日本に戻った GHQ/SCAP 経済科学局のファインは、渡辺武に対してつぎのように述べた¹⁴⁴⁾。

朝鮮戦争によって日本が自立可能となる見込であるから援助はもはや不要であるとの意見がアメリカで強くなり、米陸軍省は、これは一時的のことであるから、これを理由に援助を削減するのは適当でないとして反駁していた。平和条約後も援助が継続するかどうかかわからず、日本が再軍備の負担をかぶせられる危険もある。しかし又軍事援助という形も将来ないとはいえない。

141) 日本問題にコミットしたい国務省と、国務省の占領政策への介入を排除したい陸軍省との対立は、占領政策を批判した国務省の OIR レポート第 5247 号 (1950 年 6 月頃) に関する占領地特別補佐官マグルーダーの国務次官補ラスクへのクレームという形で、ちょうど同じ時期に起きていた (“Letter from Carter B. Magruder, Major General, GSC, Special Assistant for Occupied Areas, to Dean Rusk, Assistant Secretary of State, Department of State,” Sep. 27, 1950, “Letter from Dean Rusk to Carter B. Magruder,” Oct. 26, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 5979 Folder 50]).

142) “Letter from Mason, Deputy to Special Assistant to the President to Carter B. Magruder, Special Assistant for Occupied Areas,” Oct. 4, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 7692 Folder 4].

143) “Letter from A.L. Hamblen, Deputy to the Special Assistant for Occupied Areas to Edward Mason, Deputy to Special Assistant to the President,” Oct. 6, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 7692 Folder 4].

144) 前掲『対占領軍交渉秘録 渡辺武日記』p. 578。

1950年代の特需について (2)

GHQ/SCAP や陸軍省の申し入れは功を奏さず、結局、「グレー報告書」は国務省の見解を容れ、対日援助の1952米会計年度廃止を、以下のような形で暗示することとなった¹⁴⁵⁾。

現在の如き有利な動向が継続するならば、日本は1952米会計年度開始までには、戦前の1人当たり所得よりも幾分低い水準においてではあるが、完全に自立することができるであろうし、又相当のドル及びおそらくは物資を保有することができるであろう。したがって日本援助のための今後の経費は、現在の事態のもたらした状況の変化に照して慎重に検討測定されなければならない。

「グレー報告書」の内容は、11月12日に、トルーマン大統領から発表された¹⁴⁶⁾。日本では、アメリカ政府は、1951米会計年度末(1951年6月)で対日経済援助を打切る方針と受けとめられた¹⁴⁷⁾。

1952米会計年度ガリオア予算の要求 「グレー報告書」の作成と同じ時期に、1952米会計年度のガリオア予算編成作業が行われていた。この作業が、対日援助削減の意見、朝鮮戦争の勃発によってどのような影響を受けたのかをつぎに見てみたい。

予算編成作業が始まったのは、1950年4月末であった。4月26日、会計管理局(GHQ/SCAP Comptroller)から、GHQ/SCAPの各部局に対して1952米会計年度のガリオアオ予算要求案の編成に取り掛かるようにとの指示が出され、予算編成作業が始まった¹⁴⁸⁾。

145) 外務省訳による(前掲「グレー報告書」(昭和26年1月 外務省政務局経済第一課) p. 53)。

146) 『日本経済新聞』1950年11月14日。

147) たとえば、社説「グレイ報告と対日援助」『日本経済新聞』1950年11月14日、川北禎一(日本興業銀行頭取)「グレイ報告と経済自立」『日本経済新聞』1950年11月28日、『東洋経済新報』1950年12月2日号、p. 5。「グレー報告書」に対する日本政府の反応については、拙稿「1950年代前半における外資導入問題(上)」成城大学『経済研究』第153号、2001年7月、pp. 121-122、参照。

1950年代の特需について (2)

マーシャル援助型の援助の目的は、対外決済に必要なドルの補填であったから、援助必要額は、外貨収支のうちのドル・バランス (=ドル不足額) である。日本の場合には、対外決済がドル、ポンド、オープン勘定の3種類に分かれていたが、援助の対象となるのは、ドル勘定の赤字である。ドル不足は主としてアメリカ合衆国との貿易差額によって生じていた。1949年で見ると、日本の輸入額の2/3までが北米からの輸入であり、輸入品は、大部分が小麦と綿花であった。

ガリオア援助 (Government and Relief in Occupied Areas) は、1947米会計年度に陸軍省予算の中に設けられた対占領地援助である。ドイツ、オーストリアなどにも与えられたが、1951米会計年度には日本、沖縄への援助およびオーストリア再教育費のみがガリオア援助として残り、他はECA援助に移管された¹⁴⁹⁾。対日ガリオア援助予算は、GHQ/SCAPが原案を作成し、陸軍省が編成した。GHQ/SCAPの予算担当者は、予算折衝の際には渡米して、陸軍省担当者とともに交渉に当たった。

日本本土と沖縄のガリオア援助の推移は、表11の通りである。対日援助は、経済援助と行政費からなる。1949、50米会計年度の2年間は、対日経済援助の中に、経済復興のための原料、機械などを買付けするためのエロア援助 (Economic Rehabilitation in Occupied Areas) が設けられた。以下で、経済援助という場合には、ガリオア援助 (エロア援助を含む) のうち、行政費を除いた部分を指す。

GHQ/SCAP経済科学局は、ほぼ当初の予定通り、6月27日に1952年度援助要求案をまとめた¹⁵⁰⁾。1952米会計年度の対日経済援助要求額は9,800万ドルであった。この案は、1952米会計年度において、日本のドル

148) "GARIOA Budget Directive, FY 1952," Apr. 24, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 5978 Folder 6].

149) 前掲『昭和財政史—終戦から講和まで—』第13巻, 1983年, 「見返資金」(柴田善雅執筆), pp. 917-918。

150) "1952 American Aid Program - Memorandum for Chief of Staff by W.F. Marquat," June 27, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 5978 Folder 6].

1950年代の特需について (2)

表 11 ガリオア援助の推移 (日本本土と沖縄)

(単位 100 万ドル)

米会計年度	日 本 本 土					沖 縄
	ガリオア	エ ロ ア	小 計	行 政 費	合 計	
1946	92.6	—	92.6	—	92.6	—
1947	287.3	—	287.3	12.7	303.0	9.3
1948	351.4	—	351.4	19.9	371.3	13.9
1949	426.2	97.5	523.7	25.5	549.2	24.9
1950	237.4	188.0	425.3	19.2	444.5	49.6
1951	182.6	—	182.6	15.0	198.0	36.7
1952	—	—	—	—	—	13.3
1953	—	—	—	—	—	9.2
1954	—	—	—	—	—	1.7
1955	—	—	—	—	—	1.9
1956	—	—	—	—	—	1.7
1957	—	—	—	—	—	1.0

- [注] 1. 日本本土の 1946 年度は米陸軍省予算による対日援助額。
 2. 沖縄に対する米国政府の援助は 1972 年度まで実施されたが、琉球ガリオアは 1957 年度まで。
 [出所] 日本本土は、大蔵省財政史室編『昭和財政史 — 終戦から講和まで—』第 13 巻、東洋経済新報社、1983 年、p. 918、沖縄は、琉球銀行調査部編『戦後沖縄経済史』同行、1984 年、p. 1372。

収支は 1 億 4,600 万ドルの赤字になるが、貿易支払用の運転資金を 4,800 万ドル削減できるので、援助供給額は 9,800 万ドルになると計算していた。

援助額の算定に当っては、①1952 年の食糧消費量は増加しないだろうが、なんらかの食糧割当を必要とする、②1951 米会計年度から 1952 米会計年度にかけて、綿の国内消費の計画量はわずかの増加にとどめるなど、国内の消費水準を据え置くことを前提としていた。

6 月 24 日、GHQ/SCAP 経済科学局計画統計課のモローは、マーケットにメモを送り、1952 米会計年度に日本が援助なしに経済自立できるという説に十分な根拠があることを密かに告げ、この問題について早急にマッカーサーと話し合うべきであるとの意見を具申した¹⁵¹⁾。モローによれば、

151) “Possible Elimination of Aid in 1952 – Memorandum from K.D.Morrow to W.F.

1950年代の特需について (2)

小麦や綿花の輸入をある程度非ドル地域へ転換し、また、対米輸出額の過少見積り、アメリカからの綿花輸入計画の過大見積りを修正すれば、1億7,900万ドル(貿易促進政策・技術輸入のために5,000万ドルのドルの使用を追加的に認めたとしても1億2,900万ドル)のドルが節約できる。したがって、援助要請予定額9,800万ドル(沖縄基地建設によるドル収入を差引いた場合には8,000万ドル)を十分にカバーできてしまうので、援助は不要になる。

援助を要請する立場の係官が、朝鮮戦争勃発前に、1952米会計年度に経済援助が不要になるという計算が成り立つと認めていたことは注目に値する。しかし、援助不要論は、GHQ/SCAPの好まないところであり、モローは、アメリカ政府の援助不要論を論破しなければならぬと考えた。

GHQ/SCAPの予算チームは、8月16日に、1億5,000万ドルの要求案を陸軍省に提出した。6月27日案よりも約5,000万ドル増加したのは、朝鮮戦争の勃発によって起きた輸入価格の高騰などのために、貿易決済資金が5,000万ドル余分に必要になるという想定にもとづく¹⁵²⁾。この案は、陸軍省の承認を得、非公式にNAC(国際通貨金融問題に関する国家諮問委員会)の関係者に示された¹⁵³⁾。

1952年度ガリオア援助折衝 1950年8月18日、ワシントンにおいて、GHQ/SCAP、財務省、国務省、陸軍省などの担当者による予算要求の検討が行われた¹⁵⁴⁾。GHQ/SCAPから参加したのは、セオドア・コーエン(Theodore Cohen)、ロバート・フレミング(Robert Fleming)、アーサー・マグ

Marquat," June 24, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 5978 Folder 5].

152) "Economic Aid for Japan in FY 1952 - Memorandum for the Record by the Department of the Army," Aug 16, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 5978 Folder 5].

153) "FY 52 Japanese Economic Aid Budget Presentation," Aug. 25, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 5978 File 5].

154) "Minutes of Meeting on Fiscal Year 1952 Budget Estimate," Aug. 18, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 5978 Folder 6].

1950年代の特需について (2)

ロフリン (Arthur McGlaulin), ケネス・モロー (Kenneth Morrow) であった。

この会談の冒頭、陸軍省のカーヴィン (W.J. Carvin) は、この案 (GHQ/SCAP の8月18日案) は、あくまでも暫定的な案であり、①朝鮮戦争は早期に終り、日韓の経済関係は回復して、韓国への ECA 援助輸出 (=ECA 援助物資の日本での買い付け) が増大する、②対日講和条約はまだ実現しない、という前提に立つものであると述べた。

朝鮮戦争のための軍需調達 (朝鮮特需) について、GHQ/SCAP と陸軍省は、1951 米会計年度 7,500 万ドルと見積もった。実際には、特需契約高約 3 億 2,900 万ドル、特需支払高約 2 億 7,200 万ドルにのぼった。この見積りの 3 倍~4 倍に達したことになる。8 月時点では朝鮮戦争の成行きは不透明で、特需の規模を予想できなかったとはいえ、GHQ/SCAP が意図的に過少に見積もったことは明らかである。財務省のスチュアート (Arthur Stuart) は、朝鮮戦争開始から 1 ヶ月間ですでに 3,000 万ドルの特需契約がなされている事実を挙げて、GHQ/SCAP の見積りは過小評価だと指摘した。コーエンは、支払いは契約よりも時期が遅れるから、特需契約の増加はただちにドル収入の増加に帰結しないと応えた。

陸軍省のカーヴィンは、朝鮮戦争によるマイナスの影響として、輸入価格の高騰、輸入量の増大、在日米軍の朝鮮半島への移動による軍人の消費の減少、韓国からの米穀輸入を米国产小麦に切替える必要性などを数え上げ、コーエンの主張を助けた。GHQ/SCAP と陸軍省の説明について、財務省のスチュアートは、「計画に責任のある立場の人は通常こうした反応を示すものではあるが」、それにしても GHQ/SCAP や陸軍省の見通しは悲観的すぎると批判した。

このように、1952 米会計年度の援助予算の折衝は始まったが、朝鮮戦争の勃発は、援助額の算定作業をきわめて困難にした。

10 月に、陸軍省は、8 月 16 日案の 1 億 5,000 万ドルを、約 1 億 3,900 万ドルに減額した修正案を予算局に提出した。要求額は総額 1 億 7,500 万

ドル、内訳は、対日経済援助1億3,930万ドル、対日行政費1,190万ドル、対沖縄経済援助1,930万ドル、対沖縄行政費340万ドル、その他行政費110万ドルであった。予算局の担当者は、現時点で日本の対する経済援助を正確に見積もることは不可能であるから、仮の数字として受取るが、後日、見直したいと述べた¹⁵⁵⁾。

後述するように、10月15日のウェーキ島会談でマッカーサーは、具体的な時期は示さなかったが、ガリオア援助の代りに占領費一部ドル払いを実施する方針を示唆した。これは、GHQ/SCAPが、近い将来におけるガリオア援助の打ち切りを受け入れたことを意味する。それ以後、GHQ/SCAPによる、1952米会計年度の経済援助要求は、急速に勢いを失った。

予算折衝は年を越し、1951年2月9日、陸軍省はGHQ/SCAPに対して、3月初めに行われる予算局のガリオア予算ヒアリング用の資料としては、日本の行政費、沖縄経済援助、沖縄行政費の分のみを提出し、日本への経済援助の分は提出しないと通告してきた¹⁵⁶⁾。陸軍省は1952米会計年度の対日ガリオア援助を断念したのである。

1951年度ガリオア予算の削減 1952米会計年度のガリオア予算編成と併行して、1951米会計年度ガリオア予算の削減が問題になった(表12)。1951米会計年度はすでに始まっていたが、米議会上院歳出委員会が、8月3日、国防以外の予算項目で総額5億5,000万ドル(全体の10%)を削減する決定をし、それに伴って、ガリオア予算総額は2億8,800万ドルから2億3,500万ドルに削減される見通しとなった¹⁵⁷⁾。

155) “Incoming Message from DEPTAR to SCAP (W94057),” Oct. 14, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 5978 Folder 6].

156) “Incoming Message from DEPTAR to SCAP (DA83105),” Feb. 9, 1951 [GHQ/SCAP Records Box 5978 Folder 6].

157) “FY52 Japanese Economic Aid Budget Presentation – Memorandum by Theodore Cohen, Special Assistant to Chief, ESS for the SCAP Budget Team,” Aug. 25, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 5978 Folder 5].

1950年代の特需について (2)

表 12 1951 米会計年度対日ガリオア予算の推移

(単位 1,000 ドル)

日 時	項 目	対日経済援助	ガリオア総額
1949年11月	当初要求額	300,400	350,000
1950年春	陸軍省による要求額削減(ヴォーヒーズ)	270,400	320,000
1950年1月	上院歳出委員会による削減	251,700	288,000
1950年8月	陸軍省による予算減額	232,700	288,000
1950年9月18日	朝鮮戦争にもとづく見直し(ファイナ)	219,700	—
1950年9月28日	マグルーダーによる見直し	214,700	—
1950年10月7日	予算局の決定	182,700	—

[注] ヴォーヒーズによる削減の時期と、上院歳出委員会の削減の時期のいずれかに誤りがあるのではないかとと思われるが、原文のままとした。

[出所] “BOB Action with Respect to FY 51 Economic Aid for Japan,” Oct. 9, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 5978 Folder 5]

1951 米会計年度の対日経済援助は、当初 2 億 5,100 万ドルであったが、8 月末の予算組み換えで、2 億 3,270 万ドルに減額された¹⁵⁸⁾。その後、上院における予算削減を踏まえて、GHQ/SCAP 内部では 2 億 3,270 万ドルから 2 億 2,000 万ドルへの小幅な削減案を立てたが、10 月 7 日に、アメリカ政府の予算局は、朝鮮特需により日本経済が潤っていることを理由に、1 億 8,270 万ドルへ、約 21% の予算カットを決定した¹⁵⁹⁾。陸軍省は予算カットに抵抗したが、陸軍省のカットは、朝鮮特需が 3,200 万ドルにのぼっているという現実には裏付けられていただけに、受け入れざるをえなかった¹⁶⁰⁾。

158) 1951 米会計年度のガリオア予算は、総額 2 億 8,800 万ドル、内訳は、対日経済援助 2 億 5,100 万ドル、沖縄援助および対日援助 (経済援助以外) 3,700 万ドルでスタートしたが、8 月末に組替えられ、内訳が、対日経済援助 2 億 3,500 万ドル (正確には 2 億 3,270 万ドル)、沖縄援助および対日援助 (経済援助以外) 5,300 万ドルとなった (“Status of FY 1951 GARIOA Appropriation,” Aug. 27, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 5978 Folder 5])。

159) “BOB Action with Respect to FY 51 Economic Aid for Japan – Memorandum by TheodoreCohen, Special Assistant to Chief, ESS,” Oct. 9, 1950 [GHQ/SCAP Documents Box 5978 Folder 5]。

160) “Income Message from DEPTAR to SCAP (W93990),” Oct. 12, 1950 [GHQ/SCAP Records Box 5978 Folder 6]。

(2) 占領経費の米側負担問題¹⁶¹⁾

ドル払い問題の起源 本節では、pay-as-you-go policy という名称で、1950年末から51年にかけて、アメリカ政府内で論議された問題の発端について述べる。

pay-as-you-go というのは、「現金払い」という意味であるが、ここでは占領経費をアメリカ政府がドルで支払うことを意味する。1950年秋のマッカーサーの示唆がきっかけとなって具体化した。1951年6月にアメリカ政府内で決定に至り、その方針は日本政府に伝えられ、1952米会計年度より実施された。実施されたのは、占領経費全額の米側負担ではなく、ほぼ半額の米側負担である。これを、partial pay-as-you-go policy (一部ドル払い政策) と呼ぶ。その後、1952年2月締結の日米行政協定により、在日米軍基地維持費うち1億5,500万ドル(約半額)の日本側負担が取り決められた(防衛分担金)。

占領経費を米側が負担するという考え方は、1950年初めに、対日講和条約の構想との関連で提起された。占領経費の日本政府負担は国際法で認められた処理であるから、占領下であれば、日本側負担原則に疑問が提起されることはありえない¹⁶²⁾。しかし、冷戦の開始とともに、アメリカ政府が、米軍を長期間にわたり日本に駐留させる構想が浮上すると、駐留軍の経費負担が問題となった。

161) 終戦処理費から防衛分担金への転換、占領経費一部米側負担については、前掲『昭和財政史—終戦から講和まで—』第5巻「終戦処理費」[加藤新一執筆] pp. 725-780が、これまででもっとも詳細な分析であり、本稿でも参考にした。また、室山義文『日米安全保障体制』上、有斐閣、1992年、pp. 222-236は、終戦処理費から防衛分担金への移行の過程についての鋭利な分析である。ただ、室山の分析では、GHQ/SCAPが占領経費のドル負担を、対日経済援助の実質的な継続を図る手段として追求した側面がほとんど無視されている。

162) もちろん、このことは占領経費負担の重さについて疑問や不満がなかったことを意味しない。この点については、加藤新一、前掲稿のほか、渡辺武『占領下の日本財政覚え書』中公文庫、1999年(原版は1966年、日本経済新聞社)、pp. 49-55参照。

1950年代の特需について (2)

1949年9月、アチソン国務次官のイニシアティブで、対日講和へ向けての本格的な動きが始まった。難問は、軍部が強く求める米軍の長期駐留と、講和条約締結とを、いかにして両立させるかであった。

軍部と GHQ/SCAP と意見を調整するために、ヴォーヒーズ陸軍次官は1950年2月27日に「部分条約構想」を提起した¹⁶³⁾。それは、正式の講和条約は締結せず、GHQ/SCAP も存続するが、日本政府に対して、内政・外交面での主権行使を認めるという内容であった。その際には、占領に伴う費用負担は免除することとされた¹⁶⁴⁾。

1950年6月22日、講和問題についてのマッカーサー・ダレス会談が行なわれた。この会談で、マッカーサーが日本の全土基地化が必要だと述べて、軍部の基地存続論に同調し、アメリカ政府内の対日講和に関する合意形成が大きく前進したことは周知のところである¹⁶⁵⁾。

この会談を踏まえ、6月23日にマッカーサーはメモを作成した¹⁶⁶⁾。メモは、在日米軍はすべて米側負担で維持され、米軍および米軍人が引き起こす物的人的被害はアメリカ政府が全面的に責任を負うべきだと述べている。そして、「現在年間3億ドルに上っている米軍駐留費がドル払いになれば、日本国民は、米軍駐留が自国の経済に貢献すると歓迎するだろう」と、ドル払いが米軍駐留を円滑にすると主張した。

以上のように、ドル払いは、講和条約（ないし講和条約に代る条約）の締結後の在日米軍維持経費の問題として提起された。

163) 細谷千博『サンフランシスコ講和への道』中央公論社、1984年 pp. 65-66.

164) 1950年1月18日にバターワース (Butterworth) 極東問題担当国務次官補が、国務長官に提出した資料の1つは、このヴォーヒーズ案と似た内容であるが、その中に、pay-as-you-go の表現が用いられたもっとも早い事例が見出される (“Courses of Action with Respect to Japanese Peace Settlement,” Jan. 17, 1950 [FRUS, 1950, Vol. 6, p. 1121]).

165) さしあたり、細谷前掲書、pp. 67-75、五十嵐武士『戦後日米関係の形成』講談社学術文庫、1995年、pp. 248-253を参照。

166) “Memorandum on Concept Governing Security in Post-War Japan – Memorandum by MacArthur,” June 23, 1950 [FRUS 1950 Vol. 6, pp. 1227-1228].

日本政府は、すでにこの頃には、対日経済援助打ち切りと終戦処理費との関係を意識していた。GHQ/SCAP から情報を得ていたものと思われる。大蔵省調査部の「対日援助打ち切りの影響について」(1950年5月30日)と題する文書は、つぎのように述べている¹⁶⁷⁾。

「1950～51年度の対日援助費2億9,500万ドルが打切られても、終戦処理費1,090億円の支出が同時に停止され、米国が日本占領費として3億200万ドルをわが国に支払うこととなる場合には、対日援助費が打切られても、わが国の貿易や国際収支に悪影響はない。」しかし、対日援助だけが打切れ、終戦処理費の支出が継続する場合には、「援助打ち切りの苦痛は相当大ではあろう。」

上記のマッカーサー・ダレス会談が行なわれた日、ハリー・カーンの斡旋で、ダレスと沢田廉三、渡辺武らが懇談した。この席で、ダレスから日本の経済自立の時期を尋ねられた渡辺は、「仮に占領費又は軍事基地に対して日本が行ふ service 及物資を弗で払ふならば援助費なしでもやってゆける勘定になるかもしれない」と答えた¹⁶⁸⁾。

GHQ/SCAP の朝鮮特需米側負担方針 朝鮮戦争は、まったく新たな状況をもたらすことになった。占領とは無関係の朝鮮戦争のための調達の出現であり、その費用を誰が負担するのかという問題である。

この問題に対する GHQ/SCAP の態度は明確であった。GHQ/SCAP は、朝鮮戦争の勃発直後に、朝鮮特需は占領経費(終戦処理費)から切り離し、業者と米軍とが直接契約し、その代金はアメリカ側が全額負担する方針を公表した。

これ以後、占領軍による調達は、従来からの、在日占領軍を維持するた

167) 「対日援助打ち切りの影響について」(昭和25年5月30日 [大蔵省]調査部) [旧大蔵省資料]。

168) 前掲『対占領軍交渉秘録 渡辺武日記』, p. 519。

1950年代の特需について (2)

めの特別調達庁を経由する間接調達と、朝鮮戦争のための直接調達の2本建てとなった。

朝鮮特需を、占領のための調達と分離する方針は、7月3日に極東軍総司令官 (CINCFE) 名で、第8軍司令官、極東軍司令戦務団司令官 (CG HG & Service Group)、極東空軍司令官 (COMNAVFE)、極東空軍司令官 (CG FEAF) 宛に発せられた通牒によって示された¹⁶⁹⁾。

- a. 日本政府は、今後も、原則的には終戦処理費によって占領を支持し続けることになる。
- b. 朝鮮向けに船積みする物資の費用は、朝鮮に対する直接の援助物資であるか、米軍の作戦を支持するための物資であるかにかかわらず、アメリカ合衆国が負担する。
- c. われわれの朝鮮における作戦によって生じた、通常の占領費を上回る特別の費用は、アメリカ合衆国が負担する。
- d. 上記の合衆国の費用は、終戦処理費が [日本にとって] 過重負担とならないように、可能な限り、終戦処理費外で支払われなければならない。

この方針を受けて、GHQ/SCAP 内では特需物資の支払方法等について検討がなされ、7月8日までに、ほぼつぎのような具体的方針が固まった¹⁷⁰⁾。

- 1 朝鮮戦争のための調達はできるだけ、日本の業者からの直接調達とし、政府機関を介さないようにする。
- 2 終戦処理費による朝鮮戦争のための調達は、労務者の調達に限定する。労務者調達の費用は、あとで日本政府に弁済する。

169) "Outgoing Message by CINCFE," July 3, 1950 [GHQ/SCAP Documents Box 5979 Folder 24].

170) "Indigenous Procurement in Support of the Military Operation in Korea-Memorandum by E.R.Reed, Chief of the Public Finance Division," July 8, 1950 [GHQ/SCAP Documents Box 5979 Folder 24]

3 朝鮮戦争のための調達には、単一の機関（おそらく第8軍調達部が適当）に集中する。

極東軍司令部、GHQ/SCAP 各部局、日本政府による協議を経て、7月13日に以下の支払い方法が決定した¹⁷¹⁾。

- ①調達契約は原則として、米軍と業者との直接契約による。
- ②業者は物資を米軍に納入する時にレシートを受け取り、これを米軍の経理部に提示する。
- ③米軍の経理部はドル表示小切手を業者に交付し、業者はこの小切手を指定銀行に示して、円貨を受取る。
- ④小切手買取銀行はドル表示小切手を外国為替管理委員会に持ち込み、円資金を得る。
- ⑤外国為替管理委員会は、在日外銀支店からドル貨を取り立てる。

吉田首相は、7月14日の施政方針演説において、「万一大戦争の勃発した場合、軍備撤廃の結果わが安全保障は国民懸念の中心であったが、国際連合の今回の措置はわが国人心の安定に益するところはなほだ大なりと信ずる。わが国は、現在積極的にこれに参加する立場にはないが、可能な範囲内でこれに協力することは当然のことと信ずる」と述べた¹⁷²⁾。

この時点では、米側ドル払いの方針は決まっていたのだから、吉田の「可能な範囲内の協力」には、日本政府の財政負担は含まれていなかったと見るべきだろう。

陸軍省の意向と GHQ/SCAP の反発 しかし、朝鮮戦争のための調達に要する費用をアメリカ政府が全面的に負担するという GHQ/SCAP の方針を、アメリカ政府がすんなりと認めたわけではなかった。

171) 「朝鮮事変の日本経済に及ぼす影響（追補第一）」（日本銀行調査局 昭和25年7月17日）前掲『日本金融史資料 昭和統編』第7巻、p. 221。

172) 『日本経済新聞』1950年7月15日。

7月7日、極東軍司令官マッカーサーは、陸軍省に、上記のGHQ/SCAP方針を伝えた。

これに対し、陸軍省は7月21日、極東軍に、朝鮮での軍事作戦を支援する目的で日本国内で調達する労働力に要する費用を、①終戦処理費、②日本政府の特別支出、③見返資金のいずれかの方法で、日本側が支払うことを提案した¹⁷³⁾。

陸軍省の提案にマッカーサーは強く反発し、以下の内容の電報を陸軍省に打電した¹⁷⁴⁾。

将来において、ガリオア援助の返済に上乘せする形で、あるいは現在、対日援助額を削減することにより、朝鮮戦争のコストを日本側に負担させようという考え¹⁷⁵⁾には、まったく同意できない。そのようなことをすれば、占領政策に対する日本人の信頼を損ねるだけでなく、再生しつつある日本経済をアメリカは搾取せんとしているとの国際的な非難を蒙ることになる。軍需調達に対して、ドルの現金払を行うこと (pay-as-you-go procedure) は唯一、正しい方法である。朝鮮戦争の軍需調達は、日本に過大の利益を与えるという主張は支持し得ない。占領軍が朝鮮へ出兵すれば、在日米軍の円セールは減少するし、日本からの物資調達はインフレを再燃させかねないというリスクを孕んでいる。特需調達のために、終戦処理費や見返資金を用いるという案は、日本政府の財政負担を過重にし、国内の投資計画を阻害する恐れがあるので、賛同できない。

陸軍省は、7月6日のGHQ/SCAPの方針を受け入れることを決めた¹⁷⁶⁾。7月22日、陸軍省は1951米会計年度の補正予算要求に、朝鮮戦争のため

173) “Incoming Message – From DA to CINCFE(W86597),” July 21, 1950 [GHQ/SCAP Documents Box 5979 Folder 25].

174) “Outgoing Message – CINCFE to DA (C58453),” July 22, 1950 [GHQ/SCAP Documents Box 5979 Folder 25].

175) ドラフトでは、「しみったれた考え」(parsimonious concept)となっている。

176) 文書の日付から見て、マッカーサーの返答を待たずに、陸軍省は7月6日のGHQ/SCAP方針を受け入れたようである。

1950年代の特需について(2)

の日本からの労働力調達に要する費用 840 万ドルを計上するよう、国防長官に要請した。その際、陸軍省は、日本からの調達費用をアメリカ政府が支払うならば、当然、ドル不足を改善するために支出している対日経済援助(ガリオア援助)は削減されるべきとの考えを示し、この追加費用は決してアメリカ政府の支出増大にはつながらないと釈明した¹⁷⁷⁾。

8月26日、国防総省は、日本からの労務調達に要する費用を、日本政府の負担とせず、米国政府の補正予算として要求することを、「この措置が日本に対する GARIOA 援助の削減につながる」ことを前提に承諾した¹⁷⁸⁾。

このように、陸軍省は一方で朝鮮特需のドル払いというマッカーサーの主張を受け入れ、他方では、対日援助予算に対する米議会やアメリカ世論の風当たりを配慮して、特需収入が増加すれば対日援助は減少することになると説明したのである。

8月14日、GHQ/SCAP は、朝鮮戦争のための調達には終戦処理費を充当しないと、正式に発表した¹⁷⁹⁾。

朝鮮事変発生直後にマッカーサー元帥が確立した政策の下では、朝鮮における作戦のために必要となった費用は、それがたとえ日本本土内で必要とされるものであっても、これを賄うために占領軍維持費として計上されている日本政府資金は全然流用されていない。その政策の1つの結論として在鮮国連軍が必要とする補給物資と資材調達のために日本ですでに3,000万ドル以上の経費が支出された。朝鮮作戦遂行のために必要となった日本における不動産の賃借料と建設費用は、一切米国が負担することになろう。朝鮮作戦の結果、日本にお

177) “Expense in Japan Incident to Korea Operation – Memorandum from Frank Pace, Jr., Secretary of the Army to the Secretary of Defense,” Jul. 21, 1950 [GHQ/SCAP Documents Box 5979 Folder 25].

178) “Expenses in Japan Incident to Korean Operation – Memorandum from W.J. MacNeil, Assistant Secretary of Defense to the Secretary of the Army,” Aug. 26, 1950 [GHQ/SCAP Documents Box 5979 Folder 25].

179) 『日本経済新聞』1950年8月15日。

1950年代の特需について(2)

ける軍用道路は輸送の増大によって損傷がひどくなったので、その維持については日本の道路建設5ヵ年計画から除外されて、関係軍事機関がこれを維持することになろう。要するに、結論としていえることは、米国は北鮮共産軍の行動によって間接的にもせよ、日本における占領軍の第一の使命である日本経済の復興が阻害されるようなことは許さない決意である。

朝鮮戦争の調達の問題はこれで一応解決し、焦点は、ふたたび占領経費の米側負担問題に移っていった。

ウェーキ島会談(1950年10月15日) 1950年10月15日、太平洋上のウェーキ島で、トルーマン大統領とマッカーサー司令官との会談が行なわれた。仁川上陸作戦(9月15日)が成功し、国連軍が京城を奪回した(9月26日)後のこの会談は、朝鮮戦争に対する楽観的な見通しのもと、くつろいだ雰囲気の中で行なわれた。差し迫った課題はなく、中国の朝鮮戦争への介入の可能性についてマッカーサーの意見を聞くとともに、極東問題一般について意見交換を行うことが目的であった¹⁸⁰⁾。

この会談では、対日講和条約や米軍の条約発効後の駐留問題もとりあげられ、その際に、占領経費の一部米側負担の問題が議論された¹⁸¹⁾。当時、マッカーサーは、朝鮮戦争に中国軍は介入せず、戦闘は間もなく終結し、第8軍の大半がクリスマスまでには日本に戻るという楽観的な見通しを持っていた¹⁸²⁾。

180) 小此木政夫, 前掲書, pp. 164-165。

181) マッカーサーが初めて、占領経費ドル払いの考え方を提起したわけではない。早期講和を実施しない場合の占領軍経費負担の問題として、すでに占領経費ドル払い方式は、1950年初めにはすでに論議されている(“Courses of Action with Respect to Japanese Peace Settlement,” Jan. 17, 1950 [FRUS, 1950 Vol. 6, p. 1121]。しかし、具体的に実行可能な案として提起されたのは、この時が最初であった。

182) “Substance of Statements Made at Wake Island Conference on 15 October 1950,” [FRUS, 1950, Vol VII, pp. 954-956]。

1950年代の特需について(2)

講和条約発効後の問題について、トルーマンが、日本がみずから安全を確保できるようになるまでアメリカは3個師団ないし4個師団を日本に配置する必要があるかと尋ねたのに対し、マッカーサーは、3~4年間は維持する必要があると答えて、「現在、日本は戦時法規に従って、米軍部隊に非常に多くの物資を供給している。日本側は年間3億ドルを出費している。それには、兵舎や電灯などが含まれている。もし講和条約が締結されるならば、これは変更されるべきだと私は考える。米軍部隊は自分で支払わねばならない。われわれは、賃借料などを払わねばならない。米軍部隊の維持のための経費を支払わなくてもよければ、日本人は米軍の駐留に反対しないだろう。」と付け加えた。また、マッカーサーは、米軍部隊と日本人との間には「完全な友情」が存在することを強調し、「日本人はわが軍に好意をもっている。米軍部隊の存在は繁栄を意味するからだと思う。米軍部隊は金を使い、稼がせるからだ」とも述べた。さらに、ガリオア援助については、講和条約が発効すればガリオア援助が終了し、GHQ/SCAPも廃止されるのは当然であり、1952年には日本は経済自立できるとした。

ついでハリマンが、米軍が韓国から日本に戻った際に、米軍駐留費用の一部支払を開始する必要があるかと尋ねたのに対し、マッカーサーは、「ガリオア援助を与える代わりに、駐留費用の一部を支払うことは、もし実現すれば、満足のいく方策だ」と、ガリオア援助に代るものとして、占領経費の一部米側負担を提案した。ペイス国防長官(Frank Pace)は、この措置は「非常に大きな心理的効果ももたらさだろう」と、賛意を表したが、同時に、議会はこの提案を好まないだろうから、議会の歳出委員会の同意が得られるかどうかとの懸念も示した。

以上から明らかなように、講和条約締結よりも前に朝鮮戦争が決着し、第8軍が朝鮮から日本に戻るとの予想に立って、マッカーサーは、第8軍の日本への帰還と、講和後の米軍の駐留をスムーズに進めるための措置として、占領経費の一部支払の開始を提案したのであった。

陸軍省の検討 マッカーサーの提案を受けて、陸軍省は検討を行い、11月10日にその結果を米極東軍司令部に伝えた¹⁸³⁾。

この文書は、アメリカ政府の関係部局の以下の意見を紹介している。

- ①議会は、占領経費ドル払いの支出額が、日本のドル不足よりも多額に上ることを好まないであろう。
 - ②国務省は、アジアの人々への心理的影響を考えるなら、米軍は日本の利益と安全のために駐留するという前提で、在日米軍の維持経費の一部を日本側に支払わせるべきであるとしている。
 - ③予算局は、占領経費(現在の終戦処理費)の一定割合を米側が支払う方式よりも、定額を支払う方式のほうが好ましいと考えている。
- その上で、陸軍省の提案として、つぎの方針を示した。

- ①1952米会計年度の米側負担はおおよそ1億4,000万ドルとする。
- ②講和条約の発効により、この制度にはなんらの変更も生じない。日米二国間条約は、この制度を確認するだろう。
- ③ガリオア債務で相殺したり、見返資金から支払わせることは考慮しない。ガリオア援助の返済は求めず、見返資金は講和条約批准の後、日本政府に引渡すのが望ましい。

このように、陸軍省は、議会やアメリカ政府の他部局の意見を考慮して、日本のドル不足額(=ガリオア援助要求額)の範囲で米側が負担するプランを作成したのである。

ドッジの意見 ドッジは陸軍省から意見を求められ、つぎのような回答を寄せた¹⁸⁴⁾。

- ①占領経費の一部を、経常的安全保障費の一部として日本政府が自発的に

183) "Incoming Message (W96203) – from DEPTAR (SAOOA) to CINCFE," Nov. 10, 1950 [GHQ/SCAP Documents Box 5979 Folder 52].

184) "Reference W 96203, Nov. 10, – Comment by Joseph Dodge," [GHQ/SCAP Documents Box 5977 Folder 3].

1950年代の特需について(2)

支払うように、日本政府を誘導するのは困難ではないだろう。将来、条約が制定され、米軍が縮小ないし撤退し、日本政府の防衛経費が増大するまで、日本政府が支払い続けるのは当然である。

- ②日本側負担の占領経費を、見返資金から支出するのは、妥当ではない。占領経費負担は、本来ならば日本政府が負担すべき国防費の代わりであるから、財政資金（終戦処理費）から支払うのが筋である。
- ③日本に対しガリオア債務を免除することには反対である。ECA（経済協力庁）はガリオア援助を、賠償に優先する債務であるとしており、また、日本政府も進んで返済する意思を表明しているので、免除しないほうがよい。長期返済の形式を取れば、アメリカは、将来20年間に亘り、日本経済に対する発言権を持つことができるだろう。

以上のような見解を踏まえて提起されたドッジの案は、以下の通りであった。

- ①アメリカは在日駐留軍経費として年1億4,000万ドル（500億円）を支払う。
- ②日本は警察予備隊の維持経費を支払うほか、在日米軍維持経費として500億円を支払う。うち、125億円は日本政府への贈与とし、375億円はガリオア債務と相殺する。（すなわち、20億ドルのガリオア債務の20年賦償還となる。）
- ③占領費米側一部負担は、1951年7月1日から実施する。

マッカーサーは、米軍駐留が経済的利益を日本にもたらさなければ、日本国民に米軍駐留は円滑には受け入れられないと考えた。たが、この問題をドッジは、日本側の防衛コスト負担の問題とリンクさせ、在日米軍は日本に安全保障のために存在するのだから、駐留経費は日本側が喜んで支払うべき性格の負担であると位置付け直したのである。こうして、1952年2月に日米行政協定によって制度化された防衛支出金の基本的な枠組みが、陸軍省の意向を汲んだドッジによって示された。

昭和26年度終戦処理費予算 昭和26(1951)年度終戦処理費を計画よりも削減すべきだと、ドッジはつぎのように述べた¹⁸⁵⁾。

昭和25年度の終戦処理費の消化が進んでいないことに日本政府の側は気付いており、昭和26年度に前年度並の1,065億円を計上することは問題である。終戦処理費を減額しなければ、マッカーサーが7月22日に表明した朝鮮戦争関係経費のドル払いの原則に反することになる。1950年12月1日までに、昭和25年度終戦処理費の一部返還を表明し、昭和26年度予算については、計画額の10%を削減すべきである。

ドッジは「終戦処理費予算の問題には正直に対処しなければならない¹⁸⁶⁾」という立場をとったが、この提案が実現しなかったのは、おそらくGHQ/SCAPの抵抗によるものと思われる¹⁸⁷⁾。しかしドッジは、終戦処理費の減額にはこだわらなかった。終戦処理費はやがて防衛費にとって代られるので、あえて現在削減する必要はないと考えたからである¹⁸⁸⁾。

[付記] 本稿は、2002年度成城大学特別研究助成による研究「1950年代における『特需』の経済史的研究」の成果の一部である。

185) “Termination of War Appropriation JFY 1950 and JFY 1951,” Oct. 10, 1950 [Dodge Papers].

186) “Dodge-Ikeda Conference of 30 Oct. 1950” [GHQ/SCAP Documents Box 5977 Folder 3].

187) 前掲『昭和財政史—終戦から講和まで—』第5巻, pp. 737-738. “TOW Appropriation JFY 1950 and JFY 1951,” Oct. 25, 1951 [Dodge Papers].

188) 前掲『対占領軍交渉秘録 渡辺武日記』p. 606のドッジ使節団随員リード(Reid)の発言。